

【認知症地域医療支援事業実施要綱 抜粋（厚生労働省老健局長通知 別添）】

1 認知症サポート医養成研修

（１）目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

（２）認知症サポート医の役割

認知症サポート医は、次の役割を担う。

- ア かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
- イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

【堺市での認知症サポート医の役割】

- ・ 認知症対応力向上研修の講師
- ・ 認知症相談医、「もの忘れ安心ネット」などの企画立案
- ・ かかりつけ医からの相談やアドバイス（特に専門医）
- ・ かかりつけ医を活用した認知症連携ネットワークの構築
- ・ 「認知症診断マニュアル」の作成、医療機関への配布
- ・ 認知症初期集中支援チームとの連携

【堺市ホームページにおけるサポート医名簿公表について】※☐にチェックをつけてください

- ・ 堺市ホームページで以下の項目を公表することに同意します ☐
（氏名、医療機関名、医療機関所在区）

誓 約 書

堺市長 様

上記の認知症サポート医養成研修の目的及び認知症サポート医の役割等に留意し、研修修了後は堺市の認知症の方への支援体制の構築に協力します。

令和 年 月 日

医師